

～令和6年度湯川村ふるさと納税（湯川村産コシヒカリ）について～

福島県湯川村のふるさと納税事業は11年目を迎え、今年度も5月9日より「湯川村産コシヒカリ」と「特別栽培米湯川村産コシヒカリ」を返礼品とする寄附金の受付を開始いたしましたが、次の理由によりまして今年度の受付を中止させていただきました。

ふるさと納税の返礼品につきましては、調達費用は寄附額の3割以内（※1）とし、物価上昇に伴う調達費用の変動があったとしてもこの基準を超えることは認められず、返礼品の数量の調整の措置を講ずる必要があるとされております。

当村で受付を開始した時点におきましては、調達業者との打合せを行い、今年度の設定を寄附金額14,000円に対しお米10kgを返礼品として、10月から希望月に応じて順次発送する予定でございました。しかしながら、その後、米不足の報道が全国的に大きく取り扱われ米の価格高騰が進み、令和6年産米の価格も大きく値を上げ、予測を超える価格の高騰となってしまいました。

この間、調達業者と価格の交渉を行うとともに、国とも対応について相談をさせていただきましたが調達費用を基準内とする以外に対応方法はないとの回答であったことから、お米の数量を10kgから7kgに減量してお送りするか、または、寄附金額の全額をお返しするか、いずれかの方法の選択を寄附者の方にお伺いする対応をとらせていただくこととなりました。

村の判断や対応の遅れにより事態を大きくしてしまい多大な迷惑をおかけする結果となりましたこと心より深くお詫び申し上げます。

湯川村を応援したいというお気持ちで全国多くの皆様から御寄附を頂戴したにも関わらず、お約束の数量を予定どおりにお届けすることができなくなった事態を招いてしまったことは、痛恨の極みであり、御期待に応えることができず、誠に申し訳ございませんでした。

今後は、募集開始の時期を見直すなど、二度とこのような事がないように再発防止に努めるとともに、皆様方の信頼回復を図ってまいり所存でございますので、どうか今後とも湯川村への応援をよろしくお願いいたします。

（※1）返礼品の調達費用は、地方税法の規定により寄附額の3割以内の金額と定められております。（地方税法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号）

令和6年11月

福島県湯川村長 佐野盛至

御寄附を頂いた皆様方には、お詫びの文書をお送りさせていただいておりますが、まだ、御返信いただいておられない方に、再度御案内をさせていただきましたので、お手数ですが御確認のうえ必ず御返信くださいますようお願い申し上げます。